

## 意見募集を実施した際の政令案からの変更点

二酸化炭素の貯留事業に関する法律第五条第一項第二号ニの法人を定める政令案に対する意見募集を実施した際からの変更点は以下のとおりです。

	修正箇所	修正内容（下線部のとおり）	備考
1	附則 この政令は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年 月 日）から施行する。	この政令は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律附則第一条 <u>第三号</u> に掲げる規定の施行の <u>日から</u> 施行する。	技術的修正